

生理由具類	△	△	△	△	△	△	妊産婦用具を含む。
ヘルニヤ膏	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
矯正器具	◎	◎	◎	◎	◎	◎	手、義足、義眼、義齒(義歯)、安眠剤を含む。)、補聴器(眼鏡ケース、眼鏡ふまを含まず)、コンタクトレンズを含む。)、スズケース、洗浄液を含む。)等
はし	○	○	○	○	○	○	
はし容器	○	○	○	○	○	○	
タオル	○	○	○	○	○	○	
バスタオル	△	△	△	△	△	△	
ハンカチ	○	○	○	○	○	○	
写真立て	○					○	自弁又は差入れは1級の者に限る。
人物写真						○	親族写真に限る。ただし、教化上特に必要と認められる場合は、その他の人物写真をも許す。
書画	○	●	●	●	●	○	自弁又は差入れは1級の者及び2級以下の少年受刑者に限る。
草花	○	●	●	●	●	○	同上
花びん	○	●	●	●	●	○	同上
置き時計	○					○	自弁又は差入れは1級の者に限る。乾電池を含む。
置き鏡	△					△	自弁又は差入れは1級の者に限る。
くし及びヘアブラシ、整髪料	○	○	○	○	○	○	男子受刑者については、平成3年4月12日付け法務省矯正局長通知「被収容者の健康の管理について」の記の第2の6及び8(1)なお書きの場合に限る。
ヘアーピンの品	△	△	△	△	△	△	

シャンプー	○	○	○	○	○	○	
ヘアース	△	△	△	△	△	△	
髪かみそり	○	○	○	○	○	○	収納ケース、充電ブラシ、替え刃及び乾電池を含む。
クリーム類	○	○	○	○	○	○	男子受刑者については、ひげそり後のクリームに限る。
化粧水類	△	△	△	△	△	△	ひげそり用に限る。
汗止め用末	○	○	○	○	○	○	パフ類を含む。
耳かき	○	○	○	○	○	○	
数珠	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ロザリオ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
菓子・果物類	○	○	○	○	○	○	1級者は月2回以下、2級者は月1回、3級者は2月に1回とする。

備考

表中の各記号はそれぞれ次のものを示す。

○印 使用を許可するもの

◎印 特に必要と認められる場合に限り使用を許可するもの

●印 少年受刑者に限り使用を許可するもの

△印 女子受刑者に限り使用を許可するもの

▲印 日本人と異なる処遇を必要とする外国人受刑者であって、特に必要と認められる場合に限り使用を許可するもの